

明治期九州在留中国人の存在様態

明治期間居留於九州之中国人行態 Population and Jobs of Chinese in Meiji Kyūshū

松 本 武 彦

Takehiko Matsumoto

摘 要

本稿目的在於闡述明治期間居留於九州之中国人口数，職業別及其変遷。資料主要来源為各県之統計書。

由人口数字而言，長崎較其他県份顯得特殊，蓋閉関自鎮而影響了華僑社会伝統。其他県份在明治40年以後，即已形成了華僑社会。日本華僑総数約10%居留於九州，此項比率似較其他外国人為高。

由職業分類而言，長崎県在某些論者認為，從商人轉為雜業，逐年屢有激変。據推測其他県份之華僑，商人所占之比率較高。

I はじめに

本稿は，明治期の九州における華僑社会形成を跡づける作業の一環として，彼らの存在を，量的に明らかにしようとするものである。

九州に在留する華僑の研究は，長崎華僑に関し，一定の成果が蓄積されて来ている。しかしながら，管見の限りでは，九州全体を視野に入れようとするもの特にその歴史的研究は，これまでほとんどないようである¹⁾。このような研究状況は，一つには，資料面で，大きな制約があることに，起因しているように思われる。本稿においては，人口・職業の構成及びその推移に関し，主として，各県の統計書に依拠して分析を試みたが，この制約からまぬがれたとは言い難い面のあることを，まずことわっておかなければならない。また，そもそもいかなる存在の人々が華僑と呼ばれるかを明らかにしたうえで，その要件にあてはまる人々の抽出が行われねばならない²⁾が，資料として得られた統計には，それについての明確な附言がない。従って本稿においても，本文中では随時華僑の語を用いるが，標題は単に，「在留中国人」とするにとどめた。尚，大正元年は，明治45年とみなし，分析対象にした。

II 資料について

明治6，7年頃から，当時の各府県では，それぞれの区域内における，人口や産物・名勝地

等についての一覧表を作成した。それらは、各地の地方行政上の必要から生まれたものだったが、各府県間で調査項目がバラバラであっただけでなく、同一の府県でも、年によって項目の出入りがあった。そうした状態を是正するため、明治政府は1882（明治15）年『第1回日本帝国統計年鑑』を刊行し、1883（明治16）年3月に、内務省統計課作成の『府県統計書様式草按』を各府県に配付。さらに翌年、『府県統計書様式』にのっとって統計書を作製するよう、「内務省達乙第36号」によって各府県に命じた。これによって、統計書にまとめられるべき大項目は、「土地」・「戸数及人口」・「農業」・「牧畜」・「山林」・「漁業」・「鉱業」・「工業及製造」・「土功」・「商業」・「貨幣ノ融通」・「賃銭及物価」・「交通」・「貯蓄及保険」・「慈恵及褒賞」・「衛生」・「社寺」・「教育及図書新聞紙」・「警察」・「監獄」・「府県及区町村会」・「府県及区町村歳入出」・「国税」・「官吏及文書」と決められ、明治16年頃から「統計書」の名称を冠した冊子が、各府県によって発行されるようになった³⁾。そして、この統計書作製の作業は、項目の変更はありながらも、現在に至るまでひきつがれており、特に、明治期に関する限り他に拠るべき統計がなく、府県単位のものとしては、きわめて信頼に足る数値を網羅した資料となっている。

さて、本稿において、九州華僑の人口等を知るために検索することができた各県統計書の年次は、表1の通りである。

表 1

県名	年 (明治)													
福岡	7	10	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
	38	39	40	41	42	43	44	45						
佐賀	17	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45		
長崎	6	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	30	33	34	35	36	41	43	44	45
熊本	7	10	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	25
	26	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	41	42	43	44	45									
大分	8	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	27	29	31	36	37	39	40	41	42	43	44	45
宮崎	8	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	32
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
鹿児島	11	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
沖縄	13	16	21	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	34	35	36	37	38	39	40	43	44	45				

以上のうち、福岡県に関しては、明治7年は「福岡県一覽概表」、同10年は「福岡県治一覽概表」、同12年は「福岡県概表」、同13年は「福岡県統計概表」、同14年は「福岡県統計表」の標題で発行されたものを、また；明治15年以降は「福岡県統計書」を検索し得た。佐賀県に関しては、すべて「佐賀県統計書」の標題で発行されたものにあたった。ただし、明治22年及び23年は、両年合わせて一冊の形で発行されている。長崎県に関しては、明治6年は「長崎県治一覽」、明治11・12・13年は「長崎県統計表」、明治14・15年は「長崎県治統計表」、明治16年は「長崎県第1回県治年報」及び「長崎県治統計表」⁴⁾、明治28・30年は「長崎県治一斑」のものを、またそれら以外は「長崎県統計書」を検索した。明治20・21年、22・23年、24・25・26年、35・36年は、それぞれ一冊本になっている。熊本県に関しては、明治7年は「白川県一覽概表」⁵⁾、明治10年は「熊本県治一覽概表」、明治12年は「熊本県概表」、明治14年は「熊本県統計表」、明治15年以降は「熊本県統計書」の標題で発行されたものを検索した。大分県に関しては、明治8年は「大分県一覽概表」、明治11・12・13年は「大分県統計表」及びそれぞれ「大分県第2回年報」・「大分県第3回年報」・「大分県第4回年報」、明治14年は「大分県統計表」、明治15年以降については「大分県統計書」として発行されたものを検索した。宮崎県に関しては、明治8年は「宮崎県一覽表」、明治17年以降は「宮崎県統計書」を検索し得た。鹿児島県に関しては、明治11年は「鹿児島県治一覽概表」、明治14年は「鹿児島県統計表」、明治21年以降は「鹿児島県統計書」を検索した。明治22・23年は一冊本である。沖縄県に関しては、明治13年は「沖縄県統計概表」、明治21年は「沖縄県治一覽」、明治16年及び明治23年以降は「沖縄県統計書」の標題で発行されたものを検索した。また、明治28・29年、30・31・32年、39・40年は、それぞれ一冊の形で発行されている。

Ⅲ 人口及び職業構成

上述の各県、各年の統計書を検索したところ、宮崎県は、在留外国人人口に関する統計は存するが、アメリカ人・フランス人・イギリス人のみで、中国人は統計上ゼロであった。また、沖縄県は、在留外国人の統計そのものを見出し得なかった。職業構成に関しては、長崎・大分の二県のみがそれを記載していた。

以下においては、人口・職業について、その具体的数値を挙げ、若干の検討を加えることとする。

A 人口

福岡県の場合、明治30年代まで、女性が一人も存在しなかったことと、明治40年代以降増加率が高まり、明治の終りになって、同地の外国人社会の中でも、量的優位を占めるに至ったことが、特筆される。男女比のいちじるしいアンバランスは、形成期の華僑社会においては、日本に限らず他地域でも指摘されることであるが⁶⁾、明治40年代に入って、それが解消へ向かう傾向を示しつつあると言えよう。

佐賀県に関しては、得られた統計数値の期間が短いので、そこから何らかの特色を導き出すのは早計であろう。明治40年代に入って増加傾向にあるとも言えなくはないが、それも、年によって停滞・減退がみられる。

以上の福岡・佐賀や、後述の各県に比し、長崎県は、既に、華僑社会と呼び得る一定の組織

福岡県 表2

年 (明治)	人 口			全在留外国人中に 占める割合 ⁷⁾ (%)
	男	女	計	
28	1	0	1	9.1
29	1	0	1	7.7
30	1	0	1	7.7
31	1	0	1	6.7
32	3	0	3	3.6
33	6	0	6	6.5
34	19	0	19	15.3
35	22	0	22	16.7
36	41	0	41	26.5
37	22	0	22	21.4
38	23	0	23	24.0
39	41	0	41	36.9
40	55	8	63	23.4
41	64	7	71	33.2
42	57	8	65	34.4
43	86	14	100	61.3
44	113	19	132	65.3
45	121	20	141	70.5

佐賀県 表3

年 (明治)	人 口			全在留外国人中に 占める割合 (%)
	男	女	計	
37	⁸⁾ —	—	1	3.1
38	0	0	0	
39	0	0	0	
40	2	0	2	9.1
41	9	0	9	27.3
42	6	3	9	39.1
43	9	1	10	55.6
44	5	0	5	27.8
45	17	0	17	54.8

等の形成が成されており、そのことは、表4からもうかがうことができる。他県とくらべ、量的に格段の差があることは言うに及ばず、女性の比率が高く、全在留外国人中に占める割合も、おおむね60%から70%を占めている。しかし、他県においてみられる明治40年代の増加傾向が、ここでは指摘できず、むしろ、明治30年代中期に比べ減少傾向にあると言わなければならない。全在留外国人人口に占める割合が低下していないことを考え合わせれば、鎖国時代から培われて来た長崎における外国人社会全体が、居留地の消滅とともに縮小したことと符合するものと、推測することができる。ただし、女性に限って言えば、着実に増加していることは、見落とせない。

熊本県の場合は、総体として増加傾向にあることは認められるべきだが、年によって増減がはげしく、きわめて流動的である。

大分県の場合、前述の佐賀県同様、総計数値の得られた期間が非常に短かいため、数値の持つ特色を指摘するのは困難である。同時期の他県に比べ、女性が記録されているのが、明治44年の1名だけであることや、明治41年から45年の5年間の累計が36で最低であることなど、

明治期九州在留中国人の存在様態

長 崎 県 表 4

年 (明治)	人 口			全在留外国人中に 占める割合 (%)
	男	女	計	
7	—	—	650	72.1
.....				
11	447	36	483	67.6
12	533	35	568	72.9
13	491	59	550	71.3
14	548	57	605	72.4
15	542	59	601	72.5
16	577	82	659	72.2
17	577	82	659	72.2
18	532	115	647	74.9
19	527	117	644	74.4
20	558	134	692	72.7
21	609	113	722	71.8
22	591	108	699	69.6
23	588	113	701	66.5
24	577	97	674	67.2
25	549	71	620	67.6
26	535	75	610	63.5
27	235	48	283	42.7
28	584	69	653	66.0
.....				
30	635	76	711	54.1
.....				
33	1,082	203	1,285	64.8
34	1,089	199	1,288	63.2
35	970	94	1,064	65.8
36	970	168	1,138	62.9
.....				
41	658	195	853	66.5
.....				
43	600	221	821	69.2
44	—	—	818	72.6
45	564	252	816	74.0

熊 本 県 表 5

年 (明治)	人 口			全在留外国人中に 占める割合 (%)
	男	女	計	
30	1	0	1	12.5
31	1	0	1	6.7
32	1	0	1	3.4
33	1	0	1	3.1
34	12	1	13	26.0
35	10	1	11	17.5
36	8	0	8	12.7
37	10	0	10	18.2
38	19	0	19	27.1
39	5	0	5	9.8
40	14	0	14	23.0
41	14	0	14	20.3
42	27	0	27	28.1
43	46	2	48	46.6
44	50	3	53	47.7
45	49	3	52	44.4

大分県 表6

年 (明治)	人口			全在留外国人中に 占める割合 (%)
	男	女	計	
41	3	0	3	15.8
42	9	0	9	52.9
43	9	0	9	39.1
44	8	1	9	34.6
45	6	0	6	28.6

鹿児島県 表7

年 (明治)	人口			全在留外国人中に 占める割合 (%)
	男	女	計	
33	1	0	1	7.1
34	0	0	0	
35	1	0	1	3.7
36	0	0	0	
37	0	0	0	
38	1	0	1	3.0
39	2	0	2	7.4
40	7	0	7	17.9
41	13	0	13	40.6
42	13	0	13	32.5
43	22	5	27	49.0
44	19	1	20	42.6
45	24	1	25	41.0

九州各県の中では、宮崎県とならんで華僑が在留することのきわめて少なかった県と言えよう。

最後に、鹿児島県の場合、やはり、明治40年代に入ってから増加傾向がみられる。ほぼ同時期の数値が得られた熊本県とくらべ、人口規模自体は小さいが、年による顕著な増減のくり返しはない。

これら各県ごとの持つ特色をふまえたうえで、統計数値の得られた県及び年に限って、九州華僑の人口から見た存在様態として、次の諸点を挙げておきたい。第一に、明治40年代に入ってから増加傾向にあること。ただし、例外として、長崎県が存在する。第二に、その前の時期、即ち明治30年代は、増減のくり返しが各県ともほぼみられること。従って、第一点及び第二点を関連させて考えれば、長崎県及び30年代について数値の得られなかった大分県を除く各県の明治30年代までの在留中国人は、一時的寄留者が多く、流動的であり、それが、明治40年代に至ってようやくある程度の生活の基盤を持って定着した中国人が登場する方向へ変わったと思われる。第三に、男女比のいちじるしいアンバランスが、長崎及び明治40年代以降の福岡を除く各県に共通してみられること。第四に、1899(明治32)年の条約改正による治外法権の撤廃即ち居留地の解消によって、長崎県が減少傾向に転じたのに対し、数値の得られた福岡県・熊本県では、当然のことながら、増加傾向が生じたこと。第五に、これは数値で確認できるのが長崎県のみであるが、1894(明治27)年から翌年にかけての日清戦争によって、一時的に、人口が激減していること。第五に、第一点・第三点・第四点に示したように、長崎県における華僑人口の推移は、他の各県とは異なっており、他県とは様相を異にする華僑社会の存在が示唆されている。

B 職業

職業構成の統計数値を知ることができた二県のうち、大分県は、すべて「商業」とされている。一方、長崎県は、明治35・36・41・43・44・45年の各年について、職業別の統計が作製されている。このうち、明治35年及び45年は、表8・9の通りである。

明治35年長崎県在留中国人職業別人口 表 8

職業	人数	鉄工	4	雑業	18	薬種商	2	僕婢	63	靴工	2
官吏	4	製菓工	4	海員	12	理髪業	7	材木商	1	無職業	695
呉服商	60	貿易商	23	裁縫工	102	仲買	1	石炭商	2		
雑貨商	24	飲食店	7	機関士	2	獣肉販売	2	両替商	3		
料理業	16	諸請負業	1	艦船売込商	2	大工	3	ペンキ塗	4		

明治45年長崎県在留中国人職業別人口 表 9

職業	人数	医師	1	海員	3	海産物商	11	土木請負商	6	理髪業	4
会社員	6	薬剤師	5	学校職員	10	貸荷車商	3	鉄葉製造業	4	獣肉商	1
銀行員	5	貿易商	170	艦船売込	22	裁縫業	49	ペンキ職	6	陶器商	3
料理屋	6	呉服本物及全行商	52	菓子商	31	砂糖商	27	鍛冶職	1	商店員	42
飲食店	50	領事	3	僕婢	34	材木商	5	石炭商	10	餛飩製造	1
料理人	20	領事館員	5	日傭稼	14	木炭商	6	両替商	14	売薬商	4
雑貨商	88	軍人	6	小間物商	26	毛織物商	5	菜果商	10	無職	47

長崎華僑の職業構成は、明治初期に関し、神戸華僑や横浜華僑に比して、鎖国時代からの連続性を示すものとして、労働人口に対し商人人口の割合が高かったことと、そのような状態は、大正10年の統計を基にすると、貿易商の高比率から雑業者の高比率へと変化していったと言えることが、蒲地典子氏によって指摘されている¹⁰。これに従えば、表8・9に示された数値は、明治初期から大正中中期にかけての変化の、過渡的状況を反映したものと考えられるが、雑業者の優位が明確になっているとは言にくい。職業別の数値が得られた各年について、貿易商と有職者全体の比率をみると、表10のようになる。明治30年代なかばは、5%前後、明治40年代に入ると、20%以上を貿易商が占めていた。蒲地氏が提示した明治3年および10年の数値によれば¹¹、明治3年は有職者数462のうち商人99、明治10年は446のうち220となり、それぞれ、21.4%・49.3%が、全有職者に占める商人の割合となっている。華僑社会内における、商人あるいは貿易商の量的な優位がくつつがえて、雑業者層が拡大をみるという大きな流れは、明治の初年と大正期を単純に比較した場合に目につくことであって、その間には、年によって、相当の波動があったものようである。

表10

職業別	年(明治)	35	36	41	43 ¹²⁾	44	45
貿易商〔a〕		23	32	179	164	183	170
有職者〔b〕		369	805	826	821	746	769
$\frac{a}{b} \times 100$		6.2	4.0	21.7	20.0	24.5	22.1

IV 小結

明治期の九州における華僑の存在様態を、人口の面から見た場合には、まず、長崎県におけるそれが、量的にも、また、その変動の点からも、他県とくらべきわめて特異である。その詳細については、上述した通りである。そのような長崎県の持つ特異性の来源は、言うまでもなく、他の各県が、条約改正によって居留地が消滅し同時に内地雑居が開始された後に、中国人を含めた外国人の自由な往来・居住が可能になったのに対し、長崎県は、鎖国時代から華僑社会の伝統が既に形成されていたという点にある。

九州全域にわたって、華僑社会と言い得る存在形成への道が、法的に開かれたのは、この条約改正後、即ち、1899(明治32)年以降のことになる。ただし、人口の面から見れば、明治30年代はきわめて流動的であり、明治40年代に入って、ようやく安定した増加傾向がみられる。従って、各県での実質的な華僑社会形成の萌芽は、明治40年代以降においてであったとされなければならない。

おそらく、1899年以前に長崎県以外の各県に存在した中国人は、統計上それが確認できるのは福岡・熊本の両県だけであるが、政府に雇用された者など、何らかの理由による一時的寄留者であったに相違ない。そして、そのような傾向は、明治30年代末まで続いていたのである。

以上の如き存在様態を示した九州における華僑は、日本の他地域と比較してみると、どのように考えることができるだろうか。表11は、華僑の存在が確認された6県について、共通して

表11

県名 年 (明治)	福岡		佐賀		長崎		熊本		大分		鹿児島		計		全国在留中国人 [c]	$\frac{T_a}{c} \times 100$	全国在留外国人 (除中国人) [d]	$\frac{T_b}{d} \times 100$
	中国人 (a)	外国人 (除中国人) (b)	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	Ta	Tb				
41	71	143	9	24	853	429	14	55	3	16	13	19	963	686	13) 10,847	8.9	17) 7,046	9.7
43	100	63	10	8	821	365	48	55	9	14	27	28	1,051	533	14) 8,420	12.1	18) 6,477	8.2
44	132	70	5	13	818	309	53	58	9	17	20	27	1,037	494	15) 8,145	12.7	19) 6,825	7.2
45	141	59	17	14	816	287	52	65	6	15	25	36	1,057	476	16) 11,867	8.9	20) 6,896	6.9

統計数値を得ることができる明治末の4年間の、華僑人口・中国人を除く外国人人口・全国の華僑人口・全国の中国人を除く外国人人口等をまとめたものである。これに拠ってみれば、九州における華僑人口は、明治後期、ほぼ一貫して、日本在留華僑の1割程度を占めている。また、他の外国人にくらべ、明治41年を除けば、九州に在留する割合が高い。このことは、九州と中国大陸の近接性に因っていると思われるが、今はそれを実証する手だてはない。ただし、沖縄県を含む当時の九州現住日本人の人口は、およそ700万人台の後半から800万人台の前半を推移しており、これと、およそ5,000万人前後であった総日本人人口の割合をとれば、15%を越

えており²¹⁾、日本人の方が九州への集中度は高く、日本人社会から見れば、他地域にくらべ、華僑社会の存在感は、希薄であったとも言えよう。

職業構成は、既述のように、長崎県については、長期的に見れば商人社会から雑業者社会への転換が言われるが、各年について検討すると、直截には断じ得ない。大分県の例から単純に推測すれば、長崎県以外の各県は、福岡県に関しやや不安が残るとしても、商人層が中核になっていたと思われる。

明治後半以降本格化した外国航路の開設や、内国航路の整備、あるいは鉄道等陸上交通の展開は、華僑人口や職業構成の変動に影響を与えたものと思われるが、これらの要因については、各県の華僑の存在を個別に検討する段階で、考慮すべきこととなろう。

註

- 1) 九州を対象とした先行研究には、中村質「近世の日本華僑」『九州文化論集2 外来文化と九州』福岡ユニエスコ協会編、平凡社、1973年。游仲勲『南九州の華僑——「国際化の時代」,「地方の時代」における九州の国際経済関係研究序説——』(熊商大産経研資料第80号)熊本商科大学産業経営研究所、1981年、がある。尚、本稿の一部と直接関連する論文として、増田史郎亮「長崎華僑戸数と人口調べ(職業別も)——在留外国人の中で——」『長崎華僑』3号、1986年1月、がある。
- 2) 拙稿「いわゆる『華僑』の定義について——概念・イメージ・現実——」『東洋史論』第2号、1981年8月、参照。
- 3) 日本統計研究所編『日本統計発達史』東京大学出版会、1960年、1頁～26頁。山口和雄「府県統計書について」『マイクロフィルム版明治年間府県統計書集成収録書総目録』雄松堂フィルム出版、1964年、2頁～12頁。
- 4) 前者は、朝鮮人が入っておらず不完全なため、後者の数値を採用した。
- 5) 廃藩置県により1871(明治4)年旧熊本藩領は熊本県となり、翌年県庁の移転にともない白川県と改称。八代県の合併を経て、1876(明治9)年熊本県と再改称された。寺本広作編『熊本県史』近代編第一、熊本県、1961年、163頁～171頁。
- 6) たとえば、Lee Poh Ping “Chinese Society in Nineteenth Century Singapore” Oxford University Press, 1978, p.38. 坪内良博『東南アジア人口民族誌』勁草書房、1986年、124頁～131頁。また、全体の論旨は違うが、Lim Joo Hoch ‘Chinese Female Immigration into the Straits Settlements 1860—1901’ “Journal of the South Seas Society” XXⅡ—1・2, 1967. 参照。

- 7) 小数点以下第2位で四捨五入，以下同様。朝鮮を併合した1910(明治43)年以降については，全在留外国人人口に，朝鮮半島出身者が含まれていない可能性があり，ここに挙げた数値は，他県も含め，若干低めになることも考えられる。台湾出身者にも逆の意味で同様のことが言える。さらに，各県とも，在留中国人人口が統計上あらわれた年以降について，その数値を記した。従って，たとえば，表3佐賀県の明治38・39年は，ゼロであるが，既に，明治27年に1名の存在が確認されているので，そのまま作表することにした。
- 8) 男女別の数値がなく，性別を問わない数値のみが，資料に記されていたことを示す。長崎県の明治7・44年も同様。また，男女別の数値とその合計の数値に相違がある場合があり，それについては，適宜補正した。
- 9) この数値は明治6年版長崎県治一覧によるものだが，明治7年10月の調査によるものと注記されているので，調査時期の方を採り，作表した。
- 10) 蒲地典子「明治初期の長崎華僑」『お茶の水史学』20号，1976年12月。
- 11) 同上 17頁。
- 12) この年は，総人口と有職者数が同数になっており，信頼性が薄い。
- 13) 内閣統計局編刊『第28回日本帝国統計年鑑』1909年，100頁。
- 14) 同上，第30回，1911年，100頁。
- 15) 同上，第32回，1914年，88頁。
- 16) 同上，第34回，1915年，90頁。明治45年(大正元年)の統計は，『帝国統計年鑑』にはない。そこでここでは仮に，1913(大正2)年の数値を用いた。
- 17) 同上，第28回，100頁。
- 18) 同上，第30回，100頁。
- 19) 同上，第32回，88頁。
- 20) 同上，第34回，90頁。中国人人口と同様，1913年の数値である。
- 21) 同上，第31回，1912年，36頁～37頁。

〈附記〉本稿は昭和61年度文部省科学研究費奨励研究(A)による研究成果の一部である。